

障害者職場等介助ヘルパー派遣費助成要綱

(総則)

第1条 障害者の雇用の促進及び就労後の職場定着の向上を図るため、一般就労した重度肢体障害者に対する職場等介助ヘルパー派遣費の助成については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「助成対象障害者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第4項に規定する障害支援区分をいう。次号イにおいて同じ。）の一次判定結果が障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。次号イにおいて「命令」という。）第1条各号に掲げる区分のうち、区分4から区分6までである者

(2) 次のいずれにも該当する重度の肢体障害者であって、食事又は排泄に係る動作又は活動において、職場等介助ヘルパーによる介助を受けなければ、雇用を継続することが困難であると認められるもの

ア 二肢以上に麻痺等があること。

イ 障害支援区分の認定調査項目（命令第1条に規定する項目をいう。）のうち、歩行、移乗、排尿及び排便のいずれも支援が不要以外と認定されていること。

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として、週当たりの労働時間が20時間以上として雇用されている者（ただし、被保険者とならない場合は、単に週当たりの労働時間が20時間以上として雇用されていれば足りるものとする。）

(4) 本市に住所を有する者又は市外のグループホーム等に居住する者のうち、本市が援護の実施者であるもの

(5) 当該障害者自らの費用負担により、職場等介助ヘルパーの派遣を受けていること。

(6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が支給する障害者介助等助成金の支給対象者である重度四肢機能障害者に該当していないこと。

(職場等介助ヘルパーの介助業務)

第3条 助成の対象となる職場等介助ヘルパーの介助業務は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 助成対象障害者が、就業の間の休憩時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第1項に規定するものに限る。次号において同じ。）中に食事をすることに係る介助業務（当該介助を受けるための移動の介助も含む。）

(2) 助成対象障害者が、労働時間中又は休憩時間中にトイレを使用すること
に係る介助業務

(申請等)

第4条 助成を受けようとする助成対象障害者は、障害者職場等介助ヘルパー派遣費助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該助成対象障害者の雇用関係を証する書類

(2) 当該助成対象障害者の勤務時間、雇用保険の加入等の雇用条件が分かる
書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、当該助成の可否を決定し、障害者職場等介助ヘルパー派遣費助成決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第5条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、請求書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 助成決定者が職場等介助ヘルパーの派遣を受けるために実際に支払った金額を証する領収書等の書類

(2) 職場等介助ヘルパーの介助の内容、日数、時間数、金額等が分かる実績記録票等の書類

(助成の額)

第6条 助成の額は、予算の範囲内において、助成決定者が職場等介助ヘルパーの派遣を受けるために実際に支払った額とする。ただし、1月当たり3万円を限度とする。

(届出)

第7条 助成決定者は、前条に規定する助成を受けている期間内に第2条に規

定する要件に関する申請事項に変更又は異動が生じたときは、直ちに市長に届け出るものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 雇用されている企業等を退職したとき。

(3) 虚偽の申請により助成の決定を受けたとき。

(4) 職場等介助ヘルパー派遣費の助成を受けるにあたり、不正又は著しく不当な行為を行ったとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成決定者が、偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、当該助成決定者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

障害者職場等介助ヘルパー派遣費助成申請書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住 所 申請者 氏 名 電 話			
障害の種類 及び程度	身体障害者手帳	手 帳 番 号	
		交 付 年 月 日	
		種 別 ・ 総 合 等 級	
		個 別 障 害 名 等	
		障 害 支 援 区 分	
		そ の 他	
就 労 先	名 称		
	住 所		
	連 絡 先		
	業 務 内 容		
ヘルパー 事業所等	名 称		
	住 所		
	連 絡 先		
	支 援 内 容		
申 請 理 由	(具体的に記入してください。)		
(事務処理欄)			

第2号様式（第4条第2項関係）

障害者職場等介助ヘルパー派遣費助成決定通知書

年 月 日
様
横須賀市長
<input type="checkbox"/> 印
1 次のとおり助成します。 助成開始年月日
2 次の理由により助成できません。 (理由)

第 3 号様式（第 5 条関係）

請 求 書

（あて先）横須賀市長

金 円

（内訳）

ただし、障害者職場等介助ヘルパー派遣費助成金として
上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

電 話